

よくある質問と回答（Q & A）

令和8年8月7日

○入所申込みについて

Q1 申し込みすれば必ず入園できますか？

A 必ず入園できるとは限りません。提出していただいた書類をもとに審査し、結果をお知らせします。

Q2 現在、妊娠しているこどもについて、出生前でも申し込みできますか？

A 4月入所に限り、出生前の申し込みを受け付けします。申請書の氏名欄は空欄のままご提出ください。母子手帳の表紙及び出産予定日の記載されたページのコピーを添付してください。

Q3 令和8年度中の申し込みと、令和9年4月（令和9年度）の申し込みを考えています。

A 令和8年度分と令和9年度分の申し込み書類をそれぞれそろえていただき、それぞれの受付期間内にご提出ください。

Q4 利用希望施設はすべて（7園）記入する必要がありますか？

A 必ずしもすべて記入する必要はありません。しかしながら、より多くの施設をご記入いただいた方が、施設を利用できる可能性が高くなります。また、内定を辞退されますと、施設の運営に支障がでる場合があります。決定したら必ず通える施設をご記入ください。

Q5 第1希望のみ希望している申込者が優先ですか？

A 1つの保育施設のみを希望している人が優先ということはありません。児童の家庭状況に基づき、保育の必要性の高い方から、利用希望施設順に選考します。

Q6 きょうだいは優先して同じ園にしてもらえますか？

A できるだけきょうだいと同じ園になるように配慮しますが、空き状況により難しい場合があります。

Q7 利用希望施設を1園のみで申し込みして入園できなかった場合、その後、希望園を増やすことはできますか？

A 可能ですが、追加した園は既に空き枠がないこともありますので、申し込み時に希望施設をできるだけ多く（ただし通える範囲内で）記載することをおすすめします。

Q8 育児休業中でも申し込みはできますか？

A ・育児休業中は、新規の申し込みはできません。
・育児休業から復職する場合は、復職する月の前月を利用希望月とすることができます。入園月の翌月末までに復職していただくことが条件となります。

Q9 育児休業からの復職や就労予定の場合、いつから入所できますか？

A 例）6月1日 復職・就労予定→5月入所希望の申し込み
6月30日復職・就労予定→5月入所希望の申し込みが可能となります。
なお各施設の受入対象児の月齢に達していない場合は、申請できません。

Q10 例えば4月入園の場合、いつまでに復職しなければなりませんか？

A 5月31日までの復職が必要です。復職の確認のため、復職後1カ月以内に就労証明書（就労開始日以降の証明日のもの）をご利用園へご提出いただきます。復職しなかった時は、退園していただく場合があります。

Q11	利用希望月に入園できなかった場合、翌月以降に再度利用申込みをする必要がありますか？
A	申込書は年度内有効です。申込内容に変更がない場合は、年度内は再度申込みをする必要はありません。自動的に翌月以降の入園選考を行います。ただし、就労状況や希望園などに変更がある場合は、申込期限までに必要書類の提出が必要となります。翌年度も引き続き保育利用申込みを希望する場合は、再度申込みが必要となりますのでご注意ください。
Q12	現在、就労の内定をもらっていますが、保育を必要とする証明書としては、どの書類を提出すればよいですか？
A	就労内定先にて「就労証明書」を記入していただければ「就労証明書」を、提出できない場合は「求職活動等申告書兼同意書」をご提出ください。
Q13	これから転職予定です。就労証明書は現在の勤務先、新しい勤務先のどちらが必要ですか？
A	保育園利用を希望する月に勤務する会社の就労証明書をご提出ください。
Q14	同住所の祖父母・親族（おじ・おば等）の就労証明書は必要ですか？
A	同住所の65歳未満の祖父母・親族については、就労している場合は提出をお願いします。ただし、就労等していなくても申込みはできます。父母の状況が同程度の時には、祖父母・親族の状況により判断する場合があります。また、ひとり親である場合で、事実婚の関係がある同居人については、就労証明書等が必要になります。
Q15	単身赴任等により、両親が別居していますが、2人分の書類が必要ですか？
A	保育を必要とする理由を証明する書類はそれぞれ必要です。また、保育料算定も保護者2人分の税額が対象となります。
Q16	離婚調停中で、両親が別居していますが、2人分の書類が必要ですか？
A	離婚調停中で別居中の方は、裁判所や弁護士の証明書の写しを提出していただき、離婚調停中であることが確認できれば、別居中の保護者の書類（就労証明書等）は必要ありません。保育料については一人の税額で算定します。後日、離婚が成立しましたら、戸籍謄本の原本又はコピーを提出いただきます。
Q17	申請書類の記入を間違えた場合、どのように修正すればよいですか？
A	修正箇所には二重線を引き、余白に正しい内容をご記入ください。修正テープや修正ペンは使わないようにご注意ください。
Q18	就労証明書の内容が間違っている場合、どのように修正すればよいですか？
A	勤務先に修正を依頼してください。修正箇所には二重線を引き、余白に正しい内容をご記入ください。修正テープや修正ペンは使わないようにご注意ください。



○入園内定後について

Q1 入園内定後、入園の時期や入園先を変えることはできますか？

A 内定後に園を変えることは原則できません。どうしても変更したい場合は、内定を辞退して、再申込みをしてください。

Q2 入園内定後に、復帰予定日や就労開始予定日に変更となった場合はどのようにしたらよいですか？

A 就労証明書の再提出が必要となる場合がありますので、こども未来課にご連絡ください。なお、育児休業からの復職や就労開始予定日が、入園月の翌々月以降になる場合は、一旦退園していただく場合があります。

○入園後について

Q1 入園後、転園申し込みはできますか？

A 現在利用中の保育園から、別の保育園へ転園を希望する場合は、新規の利用申し込みと同様の手续が必要です。ご家庭の状況や園の空き状況により、入所審査会で決定します。

4月からの転園は9月～10月に行う現況届により申請できます。年度途中（5月以降）の転園は、途中入所の月の申込み受付期間に申請してください。

Q2 求職活動を理由に入園しましたが、今後の手続はどのようになりますか？

A 認定期限（3カ月間）までに就労証明書をご利用園に提出してください。提出ができない場合は退園していただく場合があります。

引き続き求職活動により再入園を希望する場合は、再申込みが可能ですが、空き状況により再入園ができない場合があります。

Q3 入園後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

A 家庭で児童の保育ができる状況となるため、退園の対象となります。すぐに求職活動する場合は、変更申請により引き続き就園できますが、一定期間（3カ月以内）に就労証明書の提出がない場合は退園していただく場合もあります。

Q4 入園後に仕事や家庭の状況が変わった場合はどうしたらよいですか？

A 就職、退職、就労時間の変更、婚姻や離婚（離婚調停を含む）、出生、祖父母の同居等の変化が生じた場合は、ご利用園にて変更手続をお願いします。



○保育料について

Q1 町立と私立の保育施設で保育料は異なりますか？

A 保育料は町立でも私立（小規模保育所を含む）でも変わりません。なお、施設によって、延長保育料、保育用品代などの実費負担金額等がかかる場合がありますので、各施設にお問い合わせください。

Q2 保育料は誰が決めてどこに支払うのですか？

A 保育料は町が決定して、保護者へ通知します（公立・私立共）。公立保育所は、口座振替で町へ支払うこととなります。私立保育所は園へ直接支払うこととなりますので、各施設にお問い合わせください。

Q3 保育料を期日までに支払えなかった場合はどうなりますか？

A 納期限までに納付が確認できない場合は、督促等を行います。
納付が困難な事情がある場合や、納付が遅れる場合は、そのままにせず、早めにごども未来課へご相談ください。なお、滞納が続き納付相談がない場合は、保育園を継続して利用できないことがあります。

○その他

Q1 空き状況を教えてください。

A 4月入所は3月中旬頃、途中入所は毎月中旬頃に前回審査会後の残枠状況を、町のホームページで公表していますので参考にご覧ください。

Q2 保育園の見学はできますか？

A 見学は可能です。事前に園にご連絡の上、日程の調整を行ってください。

Q3 育児休業給付金を延長するためにはどのような手続が必要になりますか？

A 勤務先又はハローワークへお問い合わせください。

